

2027 年度 一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験に向けた 学部特別選考 募集要項

「学部・大学院 5 年一貫プログラム (国際関係論・国際関係史)」参加者を以下のとおり募集する。
本特別選考において選抜された者 (以下「選拔者」という。) には、2026 年 7 月に実施予定の 2027 年度一橋大学大学院法学研究科修士課程入学試験において、法学部長より法学研究科長に対しての「推薦」が与えられる。選拔者が法学研究科修士課程に入学するためには、2027 年度法学研究科修士課程入学試験を必ず受験し、合格しなければならない。2027 年度法学研究科修士課程入学試験は、2026 年 4 月に募集要項配布を開始し、6 月に出願を受け付ける予定である。

1. 選抜人員

5 名程度

2. 出願資格

- (1) 2025 年 10 月 1 日現在で一橋大学法学部 3 年次に在籍する者で、2027 年 3 月に卒業見込みの者 (ただし、長期海外留学や兵役による休学等、特別な事情 (予定含む) がある者については、2027 年 9 月以降に卒業見込みでも出願を認める場合がある)。
- (2) 国際関係論または国際関係史のいずれかを修士課程での希望専攻分野とする者 (現時点での所属コースは問わない)。
- (3) 法学部科目の単位を 3 年次の夏学期までに、50 単位以上修得している者。
注: 民間財団等の奨学金受給者は、5 年一貫プログラム修了要件を満たすことが可能か、各自で奨学財団等に確認すること。

3. 出願書類

- (1) 出願書 (法学部ウェブサイトから所定書式をダウンロードの上、PC 入力で作成のこと)。
- (2) 3 年次夏学期までの成績証明書 (写し) 1 通
- (3) 研究計画書 (2,000 字程度) 1 部
A4 判 Word ファイルに横書き入力すること。また、冒頭部分に「研究テーマ」と「学籍番号」「氏名」を記入すること。
- (4) ゼミ指導教員 (またはそれに準ずる教員) の推薦状 (A4 判 Word、様式自由) 1 通
- (5) TOEFL 公式スコアレポート (学内 TOEFL ITP スコアレポートも可)、または IELTS 公式スコアレポート (いずれも本特別選考出願期日からさかのぼって、2 年以内に受験したもの) の写し 1 通

4. 留学制度との関係

- (1) 学部 3 年次 1 月に留学身分で海外に在住している学生も、以下の「5. 出願方法」に記載されている出願期間内に、本特別選考に出願すること。
- (2) 4 年次に長期海外派遣留学を予定している学生も、5 年間で学士・修士課程修了が制度上可能となっている。

5. 出願方法

- (1) 出願者は、大学 Gmail に出願書類一式を添付し法学研究科事務室 (E-mail : law-km.g@ad.hit-u.ac.jp) あてにメール提出すること。送付の際、件名を「【学籍番号_氏名】

法学部 5 年一貫プログラム応募」とすること。

(2) 出願期間：2025 年 12 月 22 日（月）より 2026 年 1 月 4 日（日）まで

(3) 2026 年 1 月 7 日（火）までに法学研究科事務室からの返信（出願受理の連絡）が無い場合はメールで問合せること。

6. 選考方法

成績証明書、研究計画書、推薦状、TOEFL (iBT 含む)・IELTS スコアおよび口述試験の結果を総合して選拔者を決定する。

7. 選考日程

(1) 第 1 次選考（書類選考）合格者発表：2026 年 1 月 15 日（木）

(2) 第 2 次選考（口述試験）：2026 年 1 月 19 日（月）午前

※第 2 次選考（口述試験）はオンラインビデオ会議ツール「Zoom」を用いてオンラインで実施する。詳細については、第 1 次選考合格者の大学 Gmail アドレスへ通知する。

(3) 最終選考結果発表：2026 年 1 月 21 日（水）

※選考結果の連絡は、CELS 掲示板の「個人向けのお知らせ」により行う。電話による問い合わせは受け付けない。

8. その他注意事項

- (1) 本特別選考に合格することにより、学部 4 年次に国際関係論・国際関係史分野の大学院科目（一部例外あり）の先行履修が可能となる。先行履修で修得した単位は 4 年次 9 月に実施予定の法学研究科修士課程入学試験に合格した上で、修士進学後に所定の手続きにより単位認定を申請することで修士課程の修了要件として考慮される。なお修士学位の取得（修士修了）には、法学研究科規則に定める所定の要件を満たさなければならない。
- (2) 提出された TOEFL 公式スコアレポートまたは IELTS 公式スコアレポートが大学院法学研究科修士課程入学試験募集要項に記載の出願基準（CEFR B2 レベル以上）を満たさない場合、語学試験を再受験し、基準を満たした英語スコアを修士出願時に改めて提出する必要がある。
- (3) 出願書類は返却しない。
- (4) 出願書類は、パソコン等でタイプすること。
- (5) 出願書類に不備がある場合は、出願を受理しない。

9. 問合せ先・提出先

法学部・法学研究科事務室

E-mail：law-km.g@ad.hit-u.ac.jp

電話：042-580-8204 （平日 9～17 時まで）

住所：〒190-0022 東京都国立市中 2-1

（国立西キャンパス 法人本部棟 4 階）